

令和8年度 各事業（国・県・市）の要望調査について

1. 事業内容
- ・下記の各事業をご覧ください。
2. 申込方法
- ・別紙《事業要望調査票》に記入いただき、FAX、または市役所農林部 農業振興課（旭川一丁目）もしくは、各地域局の地域課 産業建設係までお届けください。
3. 連絡期限
- 令和7年9月12日（金）必着

《重要！》

- ①あくまで来年度事業の要望の把握と予算編成のための調査であり、事業の正式な申請ではありません。
- ②事業要件等は、変更になる可能性があります。

《参考》 令和7年度 各事業（国・県・市）一覧

事業 NO	事業名	事業型	対象作物	対象者、要件					対象物						補助率	その他	問い合わせ先		
				個人	法人	認定	集営	その他	要件	資材	ハウス	機械	設備	建物				その他	内容
1	担い手確保・経営強化支援事業(国)	融資主体型補助事業	耕種作物	○	○	○	○	○	地域計画が策定されている地域であること。 地域計画のうち目標地図に位置づけられた者であって、かつ認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市の基本構想に示す目標水準を達成している者、市が認める者。			○	○	○	△	融資活用必要(融資残に対する助成) 例えば、トラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機、選果機、加工施設、ビニールハウス、明渠・暗きょ整備など※50万円以上で、耐用年数が概ね5年以上20年以下のものであること。	1/2以内 (上限額は個人1,500万円、法人3,000万円)	・採択は、個人・地域のポイントによる。 ・3年後の目標達成が必須 ・付加価値額1割以上の拡大が必須 ・選択する目標の内容については、お問合せください。	
2	農地利用効率化支援交付金(国)	地域農業構造転換支援タイプ	耕種作物	○	○	○	○	○	将来像が明確化された地域計画(目標集積率8割)であること。 地域計画のうち目標地図に位置づけられた者であって、かつ認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市の基本構想に示す目標水準を達成している者、市が認める者。			○	○	○	△	融資活用は不要 農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械・施設の導入・整備 または農業用機械のリースによる導入(※リースの場合施設は対象となりません)	3/10以内 (上限額は個人1,000万円、法人1,500万円)	・採択は、個人・地域のポイントによる。 ・3年後の目標達成が必須 ・4ha以上の面積拡大が必須 ・選択する目標の内容については、お問合せください。	
		融資主体支援タイプ		○	○	○	○	○	○	地域計画が策定されている地域であること。 地域計画のうち目標地図に位置づけられた者であって、かつ認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市の基本構想に示す目標水準を達成している者、市が認める者。			○	○	○	△	融資活用必要(融資残に対する助成) 例えば、トラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機、選果機、加工施設、ビニールハウス、明渠・暗きょ整備など※50万円以上で、耐用年数が概ね5年以上20年以下のものであること。	3/10以内 (上限額は300万円)	
3	果樹経営支援対策事業(国)	優良品目・品種への転換等(改植・新植又は高接)	果樹	○	○	○			①対象者 ・認定農業者または果樹の経営面積が20a以上の70歳未満の者 ・地域計画の区域内で、目標地図に位置付けられた者または位置付けられることが確実と見込まれる者 ②対象園地 ・農業振興地域内の農用地区域であること ・地域計画内で、①の者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であることが示された園地であること	○						苗木、土壌改良材、支柱、重機借上げ料 等	(括弧内は改植(新植)支援単価) 定額(17(15)万円/10a) ・りんごわい化 定額(33(32)万円/10a) 等	・主要果樹(りんご、なし、ぶどう、もも、おうとう)の内、横手市果樹産地構造計画で推奨する品目が対象。	農業振興課 作物振興係 TEL : 0182-32-2113 FAX : 0182-32-4037
		小規模園地整備		○	○	○					○	園内道、傾斜の緩和、土壌土層改良、排水路の整備	1/2以内	・R7事業より、改植・新植等の対象園地は、「地域計画の区域内で、目標地図に位置付けられた者又は位置付けられることが確実と見込まれる者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地」である要件が追加					
		放任園地発生防止対策		○	○	○					○	伐採、抜根、跡地植栽(果樹以外)、牧草地など	定額(りんご) 1/2以内						
		用水・かん水設備		○	○	○					○	用水かん水施設	1/2以内						
		特認(新植など)		○	○	○				○		○	特認植栽、防風設備、新植	1/2以内	※まずはJA秋田ふるさと果樹課へご相談ください。(TEL:0182-23-6266)				
		未収益期間対策		○	○	○						○	4年分×5.5万円	22万円/10a					
4	夢ある園芸産地創造事業(県)	大規模園芸拠点整備事業 ・中山間拠点メニュー ・大規模拠点メニュー	野菜 花き 果樹 しいたけ 横手市の推進品目				○	○	○	△	△	○	○	○	○	(1) 作柄安定施設等 (2) 省力化機械 (3) 調製保管用機械・施設 (4) 生産条件整備 (5) アスパラガスの新改植費用 (6) 花き特認種苗・支柱等栽培資材 (7) 苗木、優良品種への改植・高接更新 (8) 休憩施設、簡易トイレ 等	1/2以内	・既存機械・施設の更新や、リース期間満了等による導入については補助対象としない。 ・水稲用と共用できるものは原則補助対象としない。 ※横手市の協調助成について ・面積拡大、経営改善計画の達成状況により、3/12以内	
		園芸産地育成事業 ・生産性向上メニュー ・周年農業メニュー ・就農定着メニュー ・地域振興メニュー	野菜(えだまめ、ねぎ、アスパラガス、トマト、きゅうり、すいか) 花き 果樹(りんご、なし、ぶどう、もも、おうとう) 大豆(14ha以上)、麦(14ha以上) そば(15ha以上)、葉たばこ しいたけ 横手市の推進品目				○	○	△	△	△	○	○	○	△	共通助成内容:上記 (9)スマート農業の実践に必要な機械 秋田県スマート農業導入指針に記載されている技術で生産に必要な機械等	1/3以内 ※就農定着メニューの場合のみ1/2以内 上限事業費:3,000万円 補助金額10万円未満は対象外	共通内容:上記 ・生産資材、小農具(消耗品)は対象外。 ※横手市の協調助成について ・面積拡大、経営改善計画の達成状況により、2/12以内	
		秋田産食料供給力向上支援事業	夏秋いちご 半促成アスパラガス さつまいも				○	○		JA等	△	○	○	○	△	(1) 作柄安定施設等 (2) 生産性向上機械 (3) 品質向上機械・施設 (4) ほ場改良機械 (5) 新植に係る設備 (6) 生産条件整備等 (7) その他生産拡大に必要な機械 (8) 作業環境改善に必要な施設等 (9) スマート農業の実践に必要な機械	1/2以内 上限事業費:4,000万円 補助金額10万円未満は対象外	・既存機械・施設の更新や、リース期間満了等による導入については補助対象としない。 ・水稲用と共用できるものは原則補助対象としない。 ・生産資材、小農具(消耗品)は対象外。 ※横手市の協調助成について ・面積拡大、経営改善計画の達成状況等により、1/10以内	

NO	事業名	事業型	対象作物	対象者、要件						対象物						補助率	その他	問い合わせ先
				個人	法人	認定	集営	その他	要件	資材	ハウス	機械	設備	建物	その他			
5	夢ある畜産経営ステップアップ支援事業(県)	秋田牛増頭	肉用牛		○	○			①対象 認定農業者、畜産クラスター計画の中心的経営体				○	○	○	繁殖雌牛導入(外部導入、自己保留) 肥育素牛導入 施設設備(畜舎、付帯機械)	繁殖用雌牛 1/3以内 (外部導入)上限197,000円/頭 (自己保留)上限80,000円/頭 肥育素牛 14,000円(1/2相当) 畜舎 1,000万円以内 かつ施設本体13,000円/㎡ (付帯設備1/3)以内	農業振興課 作物振興係 TEL：0182-32-2113 FAX：0182-32-4037
		スマート農業推進	畜産のICT導入		○	○			②成果目標 事業実施後の販売額が県補助金額の1.2倍以上増加すること	○	○	○	○			分娩・発情監視システム、ほ乳ロボット、自動給餌器、行動モニタリング装置等	1/3以内 上限額1,000万円	
		泌乳能力向上	乳用初妊牛		○	○								○		乳用初妊牛	1/3以内 (上限22万円/頭)	
		比内地鶏生産拡大	比内地鶏		○	○						○	○	○		鶏舎、附帯資材、除雪機	1/3以内 上限額1,000万円	
		持続的な畜産推進	自給飼料 堆肥		○	○		△	①対象 認定農業者(法人、10ha以上飼料料生産基盤を有する個人)、機械共同利用集団、堆肥共同利用集団 ②成果目標 【自給飼料生産拡大】 事業実施後の販売額が県補助金額の1.2倍以上増加 【耕畜連携】 堆肥の販売額が前年度より5%以上増加または堆肥の施用面積が前年度より20%以上増加	○		○	○	○		自給飼料生産機械 草地整備改良資材 堆肥散布機 堆肥関連施設整備	1/3以内 (自給飼料生産拡大) 機械整備 1,000万円以内 草地整備改良 1万円/10a (耕畜連携) 堆肥散布用機械 1,000万円以内 堆肥舎・堆肥保管庫 新築 2万円/㎡ 補改修 200万円以内	
		省コスト・省エネ化	省コスト・省エネ機械等の導入		○	○			①対象 認定農業者、畜産クラスター計画の中心的経営体 ②成果目標 事業実施後の販売額が県補助金額の1.2倍以上増加				○	○	○	① バルククーラー、ヒートポンプ等 ② ①の設置に必要な既存施設の補改修	1/3以内 上限額1,000万円	
		新規就農者支援	上記 + 緬羊、山羊、家兔		○	○			認定就農者 事業実施後の販売額が県補助金額の1/2以上増加	○	○	○	○	○	○	就農計画の達成に要する機械・施設等の整備に必要な経費	1/3以内	
6	高収益作物導入推進事業(市)	園芸施設資材導入事業	野菜、花き、ホップ、伝統作物等	○	○	○		○	①市内に住所を有している、または主な経営地域が市内にあること ②新規作付、規模拡大や規模を維持しつつ、販売額の増加が見込める方 ③市税等に滞納がないこと		○				○	パイプハウスに係る資材(税抜5万円以上)	【重点振興作物】 2/3～1/2以内 【重点振興作物以外】 1/2～1/3以内	・汎用性の高い機械は補助対象外。 ・補助率や上限額は作物や作付面積の目標による。 ・園芸施設資材導入事業と生産機械導入事業の重複申請は不可。 ※詳しくはお問い合わせください。
		生産機械導入事業		○	○	○		○				○	○		○	機械・設備(税抜5万円以上)	【重点振興作物】 2/3～1/2以内 【重点振興作物以外】 1/2～1/3以内	
7	園芸作物規模拡大強化事業(市)		野菜、花き、果樹、その他(しいたけ・ホップ)	○	○	○		○	①市内に住所を有している、または主な経営地域が市内にあること ②新規作付、規模拡大や規模を維持しつつ、販売額の増加が見込める方 ③市税等に滞納がないこと 【成果目標】 事業実施後(事業実施当年度)の販売額が補助金額の0.8倍以上増加すること	○	○	○	○		○	○農業用機械 税抜5万円以上の機械 ○農業用生産施設 園芸作物の生産に使用する施設 ○資材及び種苗費 3年以上使用できる資材及び種苗費	1/3以内	・単純更新や汎用性の高い機械は補助対象外。 ・補助金の対象経費の合計が10万円以上であること。 ※事前着手不可のため、要事前協議
8	果樹産地再生等事業(市)	農機導入	果樹	○	○	○	○	○	市内で果樹を生産販売する農業者等			○				高所作業車、乗用草刈機、運搬車、スピードスプレーヤー、電動剪定鋏など(税抜5万円以上)	1/3以内 上限30万円/台	氏名入りの領収書添付必要 要事前協議 氏名入りの領収書添付必要 要事前協議
		圃場改良		○	○	○		○	市内で果樹を生産販売する農業者等	○					○	ニュースバーコン、石灰等土壌改良材(アルカリ分概ね50%以上)等、散布機借り上げ料(農協果樹部会、共同防除組織)	1/2以内	
		放任園解消整備						○	共同防除組織等						○	放任園の樹木の伐採・抜根等に係る機械リース料、薬剤費等	2/3以内 上限50万円	
		横手モデル推進		○	○	○			市内で果樹を生産販売する農業者等	○						・耐久性の高い木柱、単管パイプ等 ・防風網の設置に必要な資材	1/3以内 防風設備: 上限20万円	
		園内道整備						○	共同防除組織等						○	園内道の整備(資材、機械リース料等)	1/2以内 上限50万円	
		防除基盤整備(SS導入)						○	共同防除組織等			○				スピードスプレーヤー(新車のみ)	1/3以内 上限100万円/台	
9	6次産業化施設整備支援事業		(メニュー) ①経営多角化支援 ②農商工連携支援	○	○	○	○	○	①認定農業者、認定就農者、女性農業者、農業者が組織する団体 ②農商工等連携事業計画認定事業者 ③農業者、農業者が組織する団体など					○	○	農林畜産物の加工・流通・販売などの取組に必要な機械・施設の導入等に要する経費	1/3以内	食農推進課 (園芸振興拠点センター) TEL：0182-35-2267 FAX：0182-52-2727
10	獣害防止対策事業(市)		野菜、果樹、水稻、畜産全般	○	○	○	○	○	①市内に住所を有し、市税等に滞納がないこと ②農畜産物を出荷販売していること	○						電気柵(侵入防止柵)の資材	資材費(税抜)の1/2以内 上限: 個人 15万円 団体等 30万円	農林整備課 森林整備係 TEL：0182-32-2114 FAX：0182-32-4037
11	横手米品質向上対策事業(色彩選別機)(市)		水稻	○	○	○	○		①粳摺乾燥調製機器を保有している者 ②市税に滞納がない者			○				色彩選別機の導入に係る経費の一部	本体価格(税抜)の15%以内 上限: 農業者 30万円 農業法人 50万円	農業振興課 水田利用係 TEL：0182-32-2113 FAX：0182-32-4037
12	産業用ドローン導入支援事業(市)	産業用ドローン 技能認定証の取得	水稻	○	○	○	○		①対象機械の新規取得および規模拡大を図ること(更新は対象外) ②地域計画に位置付けられている者(新規就農者含む) ③市税に滞納がない者			○			○	病害虫防除を目的に取得する産業用ドローン(認定機)等の取得費用と技能認定証の取得費用の一部	ドローン等の取得費用(税抜)の15%以内 上限: 農業者 30万円 農業法人 50万円 技能認定証の取得費用(税抜)の1/2以内 上限: 15万円	・ポイント制 (予算内でポイントの高い者から採択)